

第二条 略		この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。	
法律	略	別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）	備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るもの	一 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るもの
二 水産業協同組合法第十二条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合			
三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会			
四 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合			
五 水産業協同組合法第九十七条第一項第			

第二条 略		別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）	
備考		この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	
金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）	略	法律	略
一 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るもの	事務	略
二 水産業協同組合法第十二条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るもの	事務	略
三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るもの	事務	略
四 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るもの	事務	略
五 水産業協同組合法第九十七条第一項第	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るもの	事務	略

特定都市河川浸水被
害対策法(平成十五
年法律第
(号)

この法律の規定により地方公共団体が処理
することとされている事務のうち次に掲げ
るもの

一 第三条第三項（同条第五項（同条第十
一項において準用する場合を含む。）に
おいて準用する場合に限る。）、同条第
四項から第七項まで、第九項及び第十項
(同条第十一項においてこれらの規定を
準用する場合を含む。)、第四条第一項
（同条第三項から第八項まで（同条第九
項においてこれらの規定を準用する場合
を含む。）並びに第三十四条第一項から
第三項まで、第五項、第六項及び第八項
から第十項まで（第三十四条第一項から
第三項まで、第五項、第六項及び第八項
から第十項までに規定する事務につて
は、特定都市河川流域の指定に係るもの
に限る。）の規定により都道府県が処理
することとされている事務

二 第四条第一項及び同条第三項から第八
項まで（同条第九項においてこれらの規
定を準用する場合を含む。）の規定によ
り市町村が処理することとされている事
務